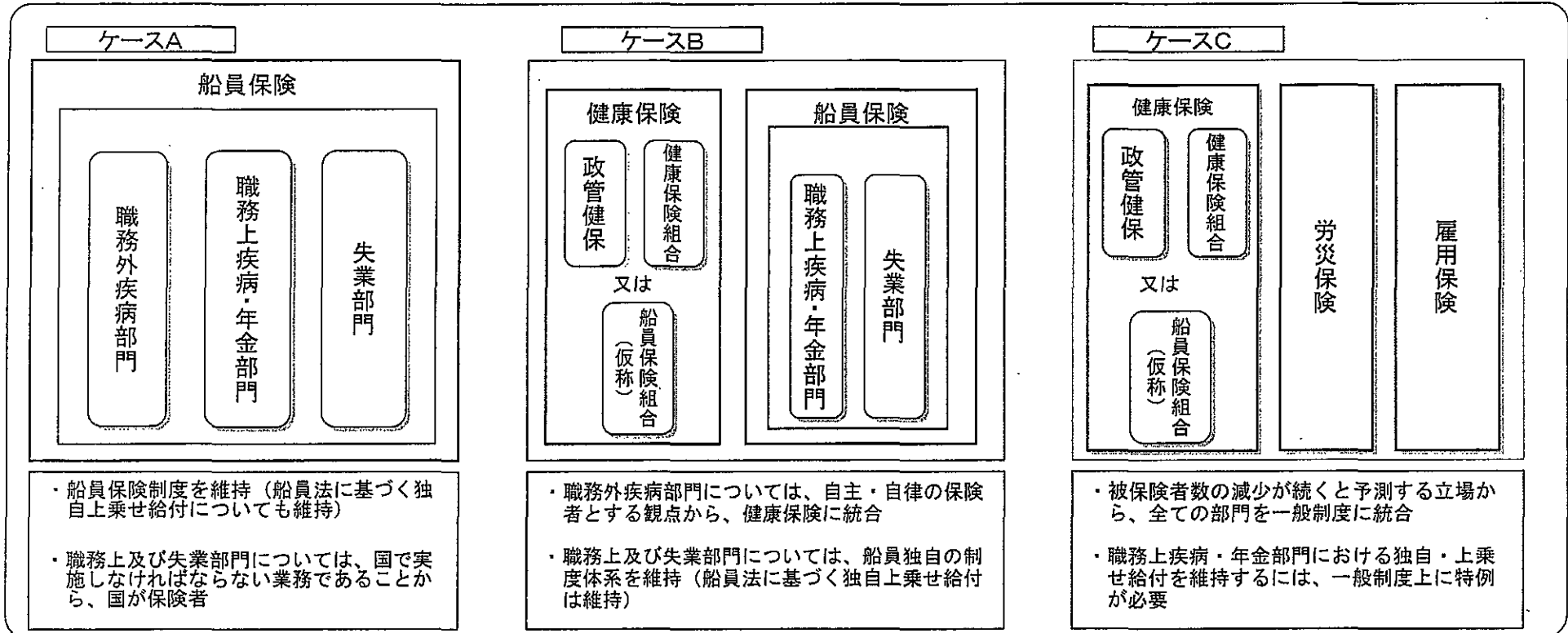
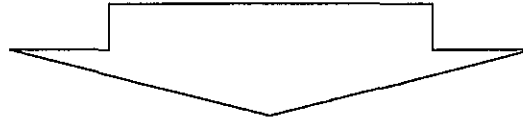
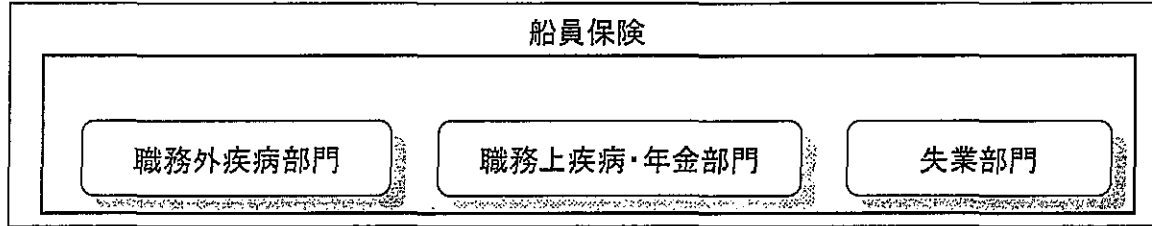


船員に対する保険制度の仕組みについて(イメージ)

現 行



船員に対する保険制度の仕組みについて

ケースA（現行制度を基本とするケース）

ケース設定の基本的な考え方	○船員保険制度は、職務外疾病部門、職務上及び失業部門をもつ総合保険であり、総合保険のメリットを引き続き活かしていく観点から、船員保険制度の体系を現行の形で維持存続してはどうか
船員に対する独自・上乗せ給付の取り扱い	○ILO条約等との関係から現行の形を基本に実施すべきではないか
社会保険庁改革との関係	○社会保険庁の組織の見直しが行われることを踏まえ、船員保険の実施組織をどうするのか ○船員保険事業の中には国が実施しなければならない業務があることから、引き続き国が保険者として実施すべきではないか ○これまでと別の組織で実施されることが考えられるところであり、事務の円滑な継承を図るとともに、利用者の利便を低下させないようにする必要があるのではないか ○適用・徴収業務については、厚生年金と一体的に行うことが効率的であることから、政管健保と同様、年金組織において実施してはどうか
財政の安定性	○被保険者数の減少に歯止めがかからない場合、将来的に安定した事業運営が困難となるおそれがあるのではないか
留意事項	

ケースB（職務外疾病部門を一般制度に統合するケース）

<p>ケース設定の基本的な考え方</p>	<p>○職務外疾病部門について、保険者機能の発揮が期待される自主・自律の保険者とする観点から、船員保険法から切り離し、健康保険に統合してはどうか</p> <p>○職務上及び失業部門については、船員の特殊性に即した独自の給付体系を維持する観点から、現行の制度体系を基本とすることとしてはどうか</p>
<p>船員に対する独自・上乗せ給付の取り扱い</p>	<p>○職務外疾病部門については、一般制度に統合することから、一般制度並みの給付を基本としてはどうか</p> <p>○職務外疾病部門の独自・上乗せ給付（下船後3月の療養給付を含む）を実施するのであれば、一般被保険者とは別の体系により事業を実施する形も考えられるのではないか</p> <p>○職務上及び失業部門については、ILO条約等との関係から現行の形を基本に実施すべきではないか</p>
<p>社会保険庁改革との関係</p>	<p>○職務外疾病部門について、一般被保険者とは別の体系により事業を実施する場合、現行の船員保険と同様の加入義務を課した公法人（「船員保険組合」（仮称））を保険者とする形も考えられるのではないか</p> <p>○職務上及び失業部門については、国が実施しなければならない業務であることから、引き続き国が保険者として実施すべきではないか。また、この場合の実施組織をどうするか</p> <p>○これまでと別の組織で実施されることが考えられるところであり、事務の円滑な継承を図るとともに、利用者の利便を低下させないようにする必要があるのではないか</p>
<p>財政の安定性</p>	<p>○職務上及び失業部門については、被保険者数の減少に歯止めがかからない場合、将来的に安定した事業運営が困難となるおそれがあるのではないか</p>
<p>留意事項</p>	<p>○職務外疾病部門において、政管健保の被保険者となる船員については、都道府県単位での保険料率が適用されることとなる</p>

ケースC（全ての部門を一般制度に統合するケース）

<p>ケース設定の基本的な考え方</p>	<p>○被保険者の減少が続くとの立場から、全ての部門について独立した制度として事業を運営することが困難となる前に一般制度に統合してはどうか</p>
<p>船員に対する独自・上乗せ給付の取り扱い</p>	<p>○職務外疾病部門については、一般制度に統合することから、一般制度並みの給付を基本としてはどうか</p> <p>○職務外疾病部門の独自・上乗せ給付（下船後3月の療養給付を含む）を実施するのであれば、一般被保険者とは別の体系により事業を実施する形も考えられるのではないか</p> <p>○職務上及び失業部門の独自・上乗せ給付についても、ILO条約等の内容と一般制度の給付水準を踏まえて、その取扱いを議論・整理する必要があるのではないか</p> <p>○また、独自・上乗せ給付を実施する場合には、一般制度法に特例を定める必要があるのではないか</p>
<p>社会保険庁改革との関係</p>	<p>○職務外疾病部門について、一般被保険者とは別の体系により事業を実施する場合、船員保険組合（仮称）を保険者とする形も考えられるのではないか</p> <p>○全ての部門が社会保険庁から切り離され、これまでと別の組織で実施されることとなることから、事務の円滑な継承を図るとともに、利用者の利便を低下させないようにする必要があるのではないか</p>
<p>財政の安定性</p>	<p>○現在よりも長期的に安定した財政運営が期待できるのではないか</p>
<p>留意事項</p>	<p>○船員に対する災害補償は船員法に規定されており、労働基準法に基づく災害補償を行う労災保険制度で対応することが可能か</p> <p>○職務上年金部門を統合する場合、積立金と積立不足額の取扱いについて整理が必要となるのではないか</p> <p>○職務外疾病部門において、政管健保被保険者となる船員については、都道府県単位での保険料率が適用されることとなる</p>